

◎議院法制局法の一部を改正する法律

(令和五年三月三十一日法律第四号) (衆)

一、提案理由 (令和五年三月一六日・衆議院本会議)

○山口俊一君 ただいま議題となりました議院法制局法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

本法律案は、衆議院法制局に法案審査部を置こうとするものであります。

本法律案は、本日、議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告 (令和五年三月三〇日)

○石井準一君 ただいま議題となりました法律案について、議院運営委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、衆議院法制局に置かれる部として法案審査部を規定するものであります。

委員会におきましては、日本維新の会の東理事より本法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。